

土砂災害の可能性がある

地域を調査します

私有地への立ち入りに
ご協力をお願いします

問 北秋田地域振興局 河川砂防課 ☎0186 62 3116

総務課 ☎49 3111 (内線259)

土砂災害から住民を保護するため、災害が発生する恐れがある地域を明らかにし、避難体制の整備を行うことなどを目的に「土砂災害防止法」が、平成13年に施行されました。

県では、この法律に基づき現地調査を行います。調査の際、私有地へ立ち入る場合がありますので、「ご理解・ご協力をお願いします。対象となるかたには、事前に文書で通知します。」

今回現地調査を行う地域の皆さんには、調査結果がまとまり次第、説明会を開催します。

調査期間

5月上旬～7月下旬

調査員

県から委託を受けた調査会社の社員が行います。

調査員は「秋田県」の腕章をし、調査員の身分証明書を携帯します。

作業内容

地形の測量、地質の調査

対象地域

松木、片山3丁目、天神町、十三森、本郷上、大森、大森団地、本郷下、鳥内、猫鼻、桜町、西前田、神山、姥沢
各町内とも、町内のすべてを調査するのではなく、対象となる地域のみ調査します。

土砂災害防止法とは

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の命を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

県砂防課のホームページで、土砂災害防止法を説明しています。

アドレス

<http://www.pref.akita.jp/sabo/index.html>



基礎調査の実施

県が、土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

県知事は、市長の意見を聞いて、区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

(土砂災害の恐れがある区域)

土砂災害特別警戒区域

(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域)

こんな場所を調査します

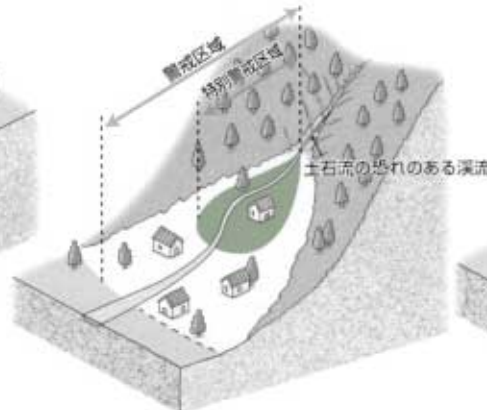
がけ崩れの可能性のある地域

雨や雪解け水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる可能性のある地域



土石流の可能性のある地域

山や川の石や土砂が、大雨などにより、水と一緒に激しく流れ下る可能性のある地域



地滑りの可能性のある地域

雨や雪解け水が地下にしみ込み、断続的に斜面が滑り出す可能性のある地域

